

産業横断 職務発明制度フォーラム

～見えてきた課題、我が国のイノベーションに
寄与する知財管理の在り方を考える～

職務発明を、イノベーション促進に資する
ように、企業活動全体の中で考えてみる

発明奨励・・・⇒イノベーション促進

発明創出・・・⇒企業活動・事業化促進

発明者・・・・・・⇒R&D従事者

譲渡対価・・・⇒イノベーションの為のインセンティブ

<法律・経済・企業実態からのアプローチ>

パネル討論 レジメ

- パネリストによるミニプレゼンテーション
- 論点1 イノベーションのために
- 論点2 国際競争力確保のために
- 論点3 訴訟リスク
- まとめ(あるべき姿)

用語の確認

◆イノベーション

新し技術や考え方(知識)を取り入れ、新しい付加価値を付けること、特に経済的な価値を創出すること

◆インセンティブ 動機づけ・追加報酬等の支払い

＜使用者等(会社)にとって＞: 研究・開発への投資
・動機づけ、(発明を)事業化する投資・動機づけ

＜発明者・従業者等にとって＞: 発明の動機づけ・追加報酬(報奨・処遇)

◆相当の対価(特35条の譲渡対価)、

・補償金、(報奨)、報償⇔賃金・報酬

・金銭支払い

パネリストによる ミニプレゼンテーション

産業界：研究開発の実態と発明者

職務発明関連課題

出願上位企業他アンケート紹介

経済学的視点：イノベーションを起こす

論点1 イノベーションのために

論点2 国際競争力確保のために

職務発明制度 国際比較

<日本>

発明者帰属、使用者は無償の通常実施権
包括予約承継可能 但し相当の対価請求権

<米国>

発明者帰属、(契約自由の原則:雇用契約等で取決め)
但し、特に発明することを期待して雇用された場合、
判例で、特別の約束がなくても、使用者に帰属できる

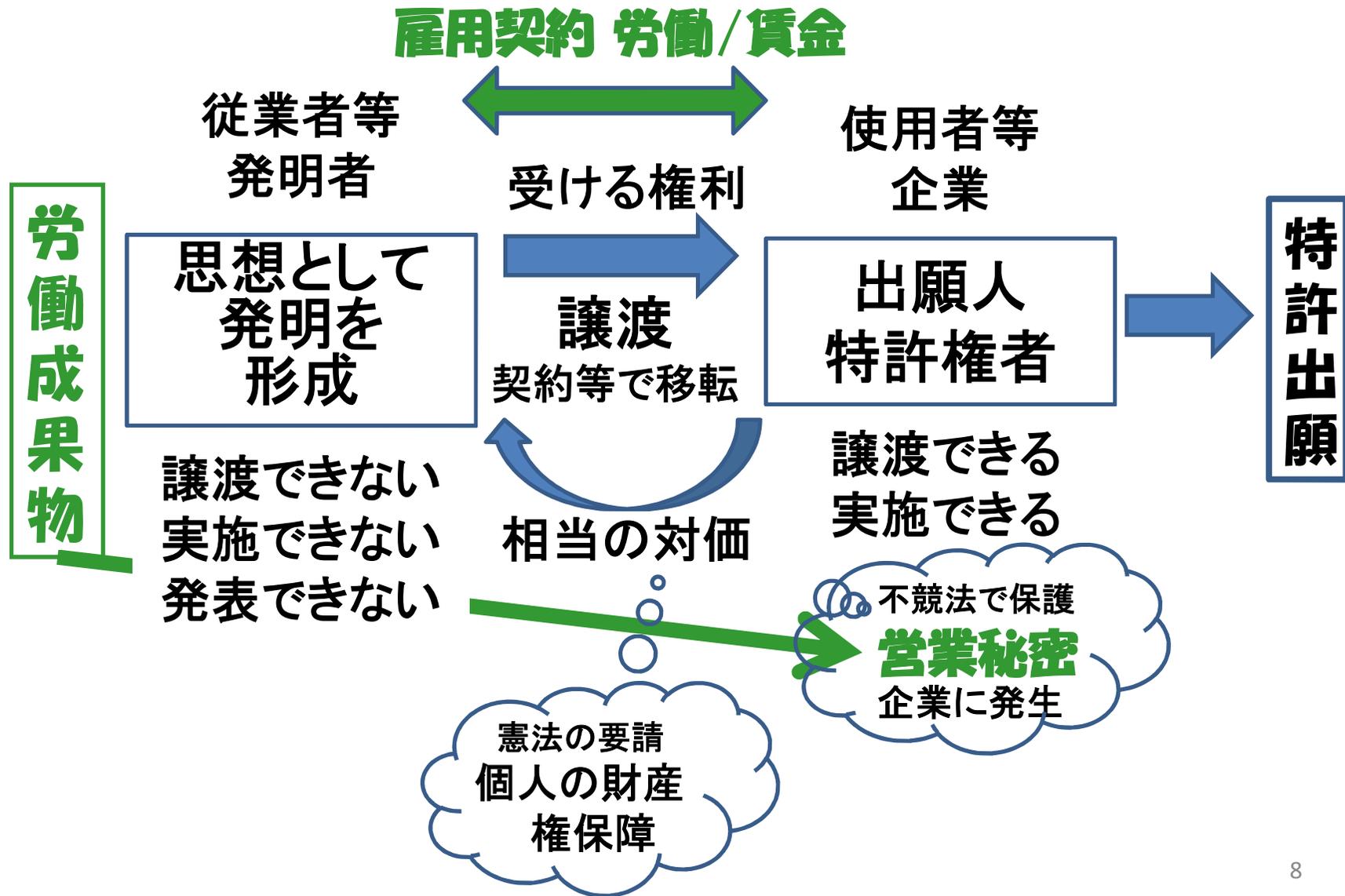
<ドイツ>

発明者帰属 使用者は権利移転請求権
補償金請求権が発生、ガイドラインで細部取決め

<フランス>

ミッション発明は使用者に帰属 補償金請求権(追加報酬)

職務発明は誰のもの？（日本）



論点3 訴訟リスク

減らない職務発明訴訟 2012年

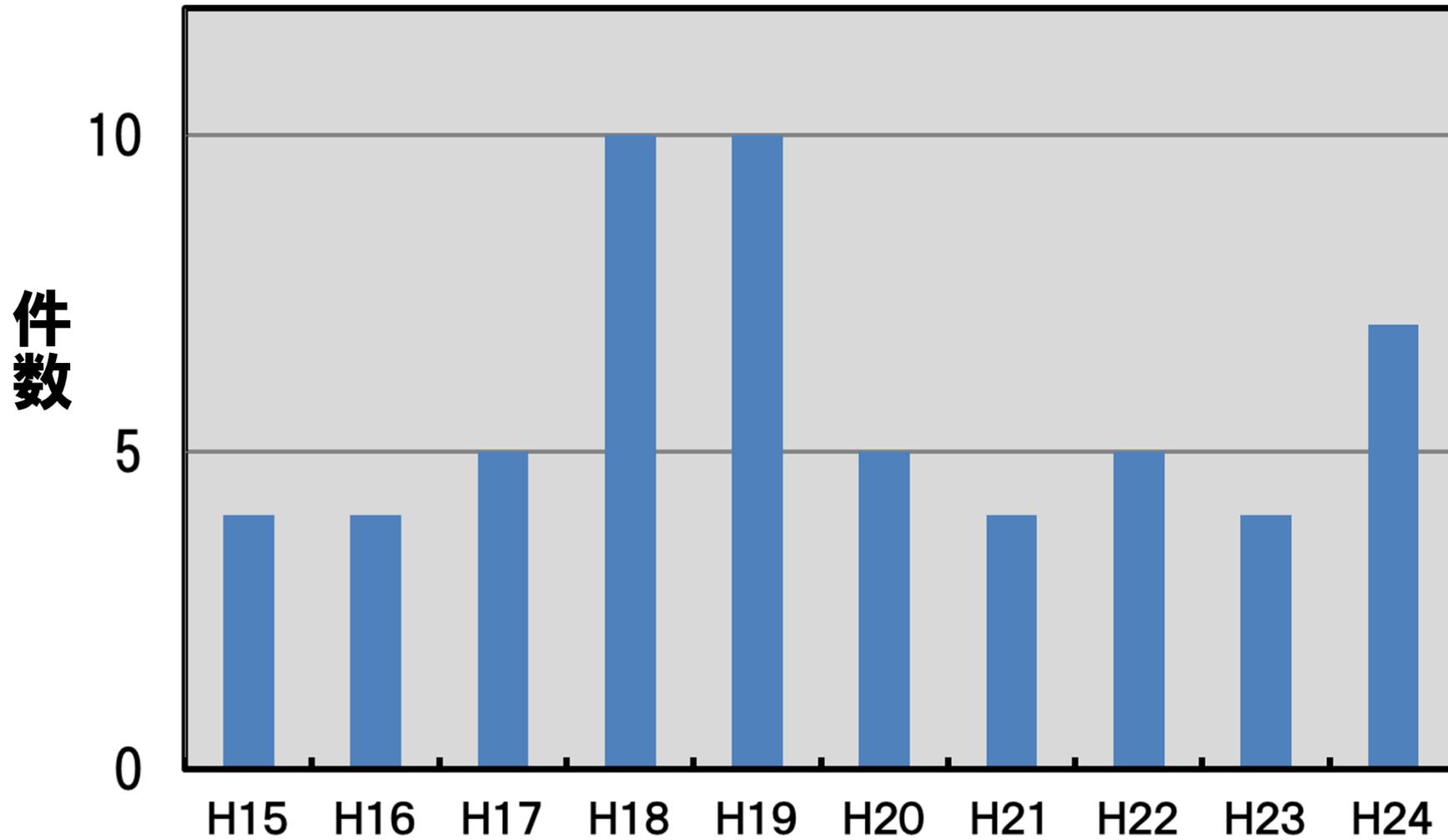
- 2012年10月30日 知財高裁 ラピスセミコンダクタ
- 2012年10月16日 東京地裁 ニプロ
- **2012年9月28日 東京地裁 会社Y(LED照明会社)**
- 2012年9月14日 東京地裁 住友金属鉱山 他
- 2012年09月12日 東京地裁 ラピスセミコンダクタ
- 2012年7月11日 東京地裁 レイテックス
- 2012年5月31日 東京地裁 ラピスセミコンダクタ
- 2012年4月27日 東京地裁 アステラス製薬
- 2012年4月25日 東京地裁 NECTーキン
- 2012年3月29日 東京地裁 和光純薬工業
- 2012年3月21日 知財高裁 日立製作所
- 2012年2月17日 東京地裁 三菱化学



減らない職務発明訴訟 2011年

- 2011年10月26日 最高裁 ブラザー事件
- 2011年12月8日 最高裁 ソニー事件
- 2011年1月26日 知財高裁(和解)トヨタ自動車事件
- 2011年9月5日 知財高裁 日本製鋼所事件
- 2011年11月22日 知財高裁 沖電気工業事件
- 2011年1月28日 東京地裁 三洋電機事件
- 2011年4月8日 東京地裁 東芝事件
- 2011年3月24日 東京地裁 ソニー事件
- 2011年4月21日 東京地裁 沖電気工業事件

職務発明訴訟：判決の件数



判決言い渡し年（第一審）

職務発明訴訟：出願日からの経過年数

